



行う。弁護士や海事補佐人が現地で収集した情報も合わせ、過失割合の明確化に活用



右/海事判例を集めた英国『ロイズ ロー・レポート』、米国『アメリカン・マリタイム・ケ ーシーズ』が並ぶ。日本の海事関係裁判は年間20件程度。多くが訴外か訴訟前に 交渉で解決。よって国内判例は極めて少ない。判例法国が同分野をリードしている ため、これら判例集が重要な参考資料となっている



左/「東アジア海法フォーラム2014」(2014年11月8日・9日に早稲田大学で開催)の模様。山口弁護士が司会を務めた 右/2013年「IUMI (International Union of Marine Insurance国際海上保険連盟)」ロンドン大会で山口弁護士 が講演。同氏は10カ国の海事弁護士と協力し、「International Cargo Recovery Conference」を私費開催し、啓蒙活動に注力する

すと、 それらを次に生かしてもらうべ とで認識する自らの強み弱み、 トゥフェイスで意見交換するこ いうことです。現場へとフッ また、 してこい。 る経験をさせます。『まず その機会を設けているので ク軽く動く習慣、 海外で行われる海事法 山口・戸塚両弁護士。 体感してこい』と フェイス

国を中心に、一人で行ってもら 「台湾、 相手方の顔を見て話して 香港、 韓国などの近隣 に人材を送り出す。 事務所が費用を負担して積極的 のセミナーや大学院などへも、

山口弁護士

は言う。 士とのネットワークも築いてき 際に必ず必要となる海外の弁護 識のみならず、 事法の講義では、 てほしい。しっかり学び、 「世界中から集まる海外での海 海事事件解決の 語学、 法的知

ばしいでしょう。 の特殊性を次のように語る。 弁護士。戸塚健彦弁護士も、 に関する国際条約(ヘーグ・ビ といえば、それは国際海上運送 裁判をせず解決できたほうが喜 コモンセンスを基に解決できる ない。それは裁判に至る前段階 いは訴訟に至らず解決できるか 「海事事件の国内判例は大変少 多国間の海事弁護士同士の スが多いためです。 ールなど)がベースに 依頼者にとって なぜ訴外ある 当たり ŧ そ 年 について、 ています。 であるため、 制限法に基づき、 た事件では最大です。 ナ船海没事故が、 しかし裁判に至る例も、 きるのです」

的な業務です」とは、左合輝行

議論のバックグラウンドが同一

他国の判例も活用

200億円の ~責任制限の債権 保険会社からの依頼を請けて約

を行いました。また船体

任制限手続開始決定、を受け、 は約600億円の損害と言われ ナが海没したもの。貨物全体で ろんある。近年、関与した事件 京地裁から〝船舶所有者等の責 「日本の船会社が運行するコン 6月インド洋航行中に同船体 船会社は、船主責任 山口弁護士に尋ねた。 4300ものコンテ 同年7月、 近年関与し 2013 もち 係では、 語学を含めて研鑚を積んでもら 交渉などが大事。同事務所では 事弁護士の協力も得て、 が破断した理由をめぐり、翌14 人所1年目から海外へ送り出し 継続中で、 訴訟を提起しています。 約200億円についても同様の して製造物責任訴訟を起こして しながら進めているところです. こうした事件をはじめ海事関 ます。私どもで代理している 月、船会社が造船会社に対 初動の調査、 海外法律事務所の海 情報収集 手分け 現在も

スヴィル・

のトラブルは、国際条約という

あるから。国を行き交う船舶間

共通ルールのもと交渉しますが

それに対して私どもが、

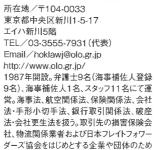
荷主の



左上、山口修司弁護士。ドライワ ーク担当。英国の、海事専門: ター事務所での執務経験を持つ 右上 戸塚健彦弁護士もド - ク担当。港町で育ち、海外の貨 物船などが身近であったこ 弁護士になり海事を専門とする。 うに 下 左合輝行弁護士。 事弁護士は"ド渉外"。海外と がりある業務をと考え、海事にた り着いた」そうだ







に各種セミナーの開催や社内教育制度への

助言・協力も積極的に行う。海事事件全般を

扱う法律事務所として国内有数。ブティックフ

アームとしては弁護士数が多く、若手層も厚い。対応力の高さ、フットワークのよさ、実績の豊富さが依頼者からの信頼を集めている。

岡部-山口法律事務

OKABE A YAMAGUGE

Style of Work 事務所探訪 取材·文/佐藤裕子 撮影/大平晋也

海事関係分野でトップレベルの 実績を誇るブティックファーム



前列左より、相澤貞止弁護士(42期)、左合輝行弁護士(56期)、山口修司弁護士(34期)、戸塚健彦弁護士(43期) 後列左より、赤塚寛弁護士(新62期)、津田勝也弁護士(60期)、高野真一弁護士(新63期)、本郷隆弁護士(新66期)、岡部博記弁護士(31期)

会社や弁護士を通じて依頼が来

しきれないケースが多く、

保険

大手企業でも顧問弁護士が処理

ることが多々あるという。

「海事事件では、特有の法律

事件解決に当たる、 だ少ないため、国境を越えた、海 数がグローバルで見てもまだま そも当該事件を扱える弁護士の の知識・経験が必須です。 (海事法)、国際私法、条約など クは強い。 の仲間意識・ネッ 海事関係は、 極めて渉外 そも

側の争いとなる場合も。 が生じた場合は、貨物側と船主 例えば海上運航中に貨物に損害 などを扱う゛ウェットケース゛ 主に扱う゛ドライケース゛ 口修司弁護士に聞いた。 事務所である。その特徴を、 万を扱える事務所は、 と大きく2つに分けられます。 船舶の衝突事故や海難救助事件 券や用船契約・造船契約などを が2割。これがまず最大の特徴 「海事関係が8割、 海事事件という特殊性のため はそう多くはないはずです」 また、海事関係は船荷証 民事・商事 特に国内 その両 ۷

事関係を専門とする日本有数の 岡部・山口法律事務所は、 海

気概の

ある若手弁護士をぜひ採用

ものを実務に即生かす、